

(別表2 代表理事及び業務執行理事の職務権限)

決裁事項			
項目	決裁権者		
	理事長	専務理事	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
人事及び給与制度の立案に関する事		○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○	
役員の出張に関する事		○	
事務局職員の出張に関する事			○
契約（書面による）の締結	○		
契約（書面による）金額の範囲内の支出		○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出（旅費交通費等）		○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円未満の支出			○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき100万円未満の支出		○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき100万円以上の支出	○		
事業の実施に関する事		○	
加盟負担金に関する事		○	
職員の教育・研修に関する事		○	
渉外に関する事		○	
福利厚生（役員含む）に関する事		○	
金融機関を指定すること	○		
寄附に関する事	○		
訴訟に関する事	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○		
外部に対する文書発簡（重要なもの）		○	
外部に対する文書発簡（比較的重要なもの）			○